

黒部市地域福祉計画(第4次計画)の概要について

1 計画策定の背景

近年、地域とのつながりの希薄化や支援を必要とする高齢者の増加、孤独死、児童虐待の増加、障がいのある人の自立支援や就労支援の不足、ひきこもり、生活困窮者、自殺者の増加、貧困の拡大、ヤングケアラーなど、様々な課題が山積しており、住民の福祉へのニーズが多様化してきています。分野を超えた包括的かつ切れ目のない支援体制が重要であり、制度の狭間（はざま）にある課題の解決が求められています。

2 計画の位置付け

社会福祉法第 107 条に規定する行政計画であり、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する上位計画として市町村が策定するものであります。策定に当たっては、第 2 次黒部市総合振興計画はもとより、黒部市社会福祉協議会策定の「地域福祉活動計画」との整合性を図ることとします。

3 計画の期間

令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間

4 基本方針

問題が多様化・複雑化する現状をふまえ、第 2 次黒部市総合振興計画後期基本計画における施策の展開方針「みんなで支え合い共に生きるまちづくり」に沿い、制度・分野ごとの縦割りや支え手と受け手の関係を超え、全てを我が事として参画すること、また市民一人ひとりがそれぞれの生きがいをもち、公的サービスだけでなく、地域で助け合い、また、それぞれの立場で支え合う地域共生社会の実現を目指します。

5 本計画に包含する計画

・「再犯防止推進計画」

再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条の規定に基づき、過去に罪を犯した人が地域社会で立ち直るための再犯防止に向けた取組を本計画に含め策定しました。

・「成年後見制度利用促進基本計画」

成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条の規定に基づき、成年後見支援、日常生活自立支援の充実に向けた取組について、令和 3～5 年度計画を策定していました。今回、本計画と分野別計画を実効性の高いものとするため、本計画と一体的に策定しました。

6 計画内容

(1) 地域福祉の課題

- ・地域福祉の支え手の確保及び育成が必要
- ・出かけやすく、出かけて楽しいまちづくりが必要

- ・地域活動の輪を広めるため、情報発信の促進が必要
- ・安全で持続可能なまちづくりのため、防災・防犯体制の周知及び強化が必要
- ・新たな地域生活課題への対応が必要
- ・地域包括ケアシステムの深化・推進を内包した地域共生社会の実現への取組が必要
- ・地域のつながりを深め、支え合う仕組みづくりが必要

(2) 主な計画の内容

基本方針	施策	取組
1. 地域福祉環境の充実	(1) 地域福祉を担う人材の育成・確保	①活動の中心となる人材の育成
		②民生委員・児童委員活動への支援
		③専門的人材の育成・確保
	(2) 共生社会実現に向けた意識づくり・仕組みづくり	①広報・啓発活動の推進
		②福祉教育の推進
		③高齢者や障がい者、子育て家庭等への理解促進
		④高齢者のおでかけや障がい者の催事参加等の促進 【新規】
		⑤地域における包括的なケアの充実
		⑥地域福祉の拠点の充実
	(3) 福祉サービスの適切な利用の推進	①福祉サービス利用の情報提供
		②総合相談体制の充実
		③きめ細かな福祉サービスの充実
④権利擁護の推進・成年後見制度の利用促進 (成年後見制度利用促進基本計画) 【新規】		
2. 地域福祉推進体制の強化	(1) 地域の安全安心に向けた活動の促進	①くろべネット事業の推進
		②防災・防犯体制の整備
		③様々な課題をもつ人への支援 (再犯防止推進計画) 【新規】 (重層的支援体制整備事業) 【新規】
	(2) 社会福祉協議会等の活動支援	①社会福祉協議会活動の充実
		②地区社会福祉協議会活動の推進
3. 地域活動・ボランティア活動の推進	(1) 地域活動の推進	①地域の活動拠点の整備
		②小地域における活動の促進
	(2) ボランティアセンターの運営支援	①黒部市社会福祉協議会ボランティアセンターの充実
	(3) ボランティア活動の促進	①ボランティア活動への参加促進
		②ボランティア活動の場づくり
		③寄付活動の促進